

令和5年度奄美市生活困窮者一時生活支援事業宿泊事業受託者募集要項

1 委託業務名

奄美市一時生活支援事業宿泊事業

2 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供等生活に必要な支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする。

3 事業実施地域

奄美市内全域

4 事業内容

奄美市(以下「市」という。)に居住する一定の住居を持たない生活困窮者であって市が一時生活支援の支援を決定した者について、一時的な宿泊場所の供与、食事の提供を行なう。施設による食事の提供を行わない場合については配食事業者等による提供も認めるものとする。

5 委託期間

契約の日から令和6年3月31日

※事業の実施状況を評価したうえで、双方同意の場合は毎年度契約更新できるものとする。

6 委託料について

(1)委託料は、宿泊にかかる経費については1人1泊あたり5,500円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に毎月支払うものとする。また、食事の提供にかかる経費については1人1食あたり660円(消費税及び地方消費税を含む。1日3回まで)を上限に毎月支払うものとする。

(2)受託者は利用月の実施報告書、実施状況報告書、請求書を翌月10日までに市に提出する。市は審査の上奄美市会計規則に基づき請求書の提出から30日以内に支払いを行う。

7 応募要件

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く)を営む施設であって奄美市内において宿泊事業を行う者のうち奄美市が適当と認めるものであり、次の条件をすべて満たすこと。

- (1)旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く)を営む施設であつて奄美市内において宿泊事業を行う者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (4)市税等を滞納していない者であること。

8 応募について

(1)受付開始

令和5年4月1日

(2)申請方法

所定の申請書に必要書類を添付して、福祉政策課つながる相談室(生活困窮者自立支援担当)まで提出すること。(郵送も可)

(3)提出書類

ア 奄美市生活困窮者一時生活支援事業実施事業者登録申請書(様式第1号)

イ 旅館業営業許可書(証)の写し

ウ 代表者の本人確認書類および納税証明書

エ 宿泊施設の位置図・見取り図等の関係書類

オ その他宿泊施設パンフレット類

9 審査等

奄美市は、参加を希望する事業者から提出した書類を受け、審査を行い、結果について通知する。一時生活支援事業者として適格であると認められる場合、「奄美市生活困窮者一時生活支援事業者名簿」に掲載する。

名簿掲載事業者は、奄美市と委託契約を締結して業務を実施する。

10 その他

(1)書類作成にかかる費用は、参加事業者の負担とする。

(2)提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とする。